

教団新報



議員の多くはオンラインで

6日、開会式常議員26名が出席して開催された。四役、幹事他数名が教団議室に集まり、多くの議員はオンラインで出席した。

冒頭、梅崎浩一常議員が、九州・熊本の大震による被害状況について、「現在のところ教区内の教会・伝道所に礼拝堂、牧師館の被害は無いが、信徒宅には床上浸水の被害が出ていた」と述べた。

書記報告において、雲然俊美書記は、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための指針を送付したこと、「外国人ヘイト」による人権被害に抗議する声明を出したこと、出版局に関する三役（常議員会、責任役員会、出版局理事長）協議会を3回開催した。

宇田真予算決算委員会委員長は、まず2019年度決算について報告した。年度末、各教会・伝道所の財政的富みへのコロナ禍の影響が懸念されたが、教区からの負担金は予算どおりに納入された。献金に、当初予算100万円を大きく上回る521万8734円の歳入があった。これは力ナダ合同教会が3年間にわたり教団に献金を予定しており、その初年度分が献げられたことによる。歳入は当初予算より約500万円増額の決算

室料等を主な収入、教団員3名の退職金と、会館および総幹事の内訳は、教団特別財産処理としての鶴見教會の建物解体費、災害の多発により三役の会議回数が増えたための三役活動費、機構改定に備えての教団伝道対策検討委員会の活動費だった。また、教団職員3名の退職金と、会館および総幹事の内訳は、教団特別財産処理としての鶴見教會の建物解体費、災害の多発により三役の会議回数が増えたための三役活動費、機構改定に備えての教団伝道対策検討委員会の活動費だった。また、教団職員3名の退職金と、会館および総幹事の内訳は、教団特別財産処理としての鶴見教會の建物解体費、災害の多発により三役の会議回数が増えたための三役活動費、機構改定に備えての教団伝道対策検討委員会の活動費だった。また、教団職員3名の退職

存亡の危機、内側からの身を切る改革

冒頭、山北宣久出版局理事長が、決算が約1600万円の赤字であることを報告し、加えて5年連続の赤字決算であり、出版局存亡の危機の状況であるとし切る改革が行われていることも報告されその後、常議員会等、雇用側の責

質疑では、現在の

出版局

存亡の危機、内側からの身を切る改革

え、人件費率40パーセン

具体的な決算の詳細が報

告された。

監査報告の中では、服部能幸委員長が、出版局規定

の変化に対応できるよ

う、予算のうち1200

万円を予備費に計上して

第一次補正予算案を編成

した。感染の影響により、

会止決定と委員会等の

オンライン会議実施によ

り、支出予算の未執行が

見込まれる。今後の状況

が予想されることから、

教区負担金は337万

8000円の減収予算を

立てた。感染拡大が教団

活動も抑制しており、集

会止決定と委員会等の

オンライン会議実施によ

り、支出予算の未執行が

見込まれる。今後の状況

が予想されることから、

教区負担金は337万

8000円の減収予算を

立てた。感染拡大が教団

活動も抑制しており、集

会止決定と委員会等の

オンライン会議実施によ

り、支出予算の未執行が

見込まれる。今後の状況

が予想されることから、

教区負担金は337万

8000円の減収予算を

立てた。感染拡大が教団

活動も抑制しており、集

会止決定と委員会等の

オンライン会議実施によ

り、支出予算の未執行が

見込まれる。今後の状況

が予想されることから、

教区負担金は337万

8000円の減収予算を

立てた。感染拡大が教団

活動も抑制しており、集

会止決定と委員会等の

オンライン会議実施によ

り、支出予算の未執行が

見込まれる。今後の状況

が予想されることから、

教区負担金は337万

8000円の減収予算を

立てた。感染拡大が教団

活動も抑制しており、集

会止決定と委員会等の

オンライン会議実施によ

り、支出予算の未執行が

見込まれる。今後の状況

が予想されることから、

教区負担金は337万

8000円の減収予算を

立てた。感染拡大が教団

活動も抑制しており、集

会止決定と委員会等の

オンライン会議実施によ

り、支出予算の未執行が

見込まれる。今後の状況

が予想されることから、

教区負担金は337万

8000円の減収予算を

立てた。感染拡大が教団

活動も抑制しており、集

会止決定と委員会等の

オンライン会議実施によ

り、支出予算の未執行が

見込まれる。今後の状況

が予想されることから、

教区負担金は337万

8000円の減収予算を

立てた。感染拡大が教団

活動も抑制しており、集

会止決定と委員会等の

オンライン会議実施によ

り、支出予算の未執行が

見込まれる。今後の状況

が予想されることから、

教区負担金は337万

8000円の減収予算を

立てた。感染拡大が教団

活動も抑制しており、集

会止決定と委員会等の

オンライン会議実施によ

り、支出予算の未執行が

見込まれる。今後の状況

が予想されることから、

教区負担金は337万

8000円の減収予算を

立てた。感染拡大が教団

活動も抑制しており、集

会止決定と委員会等の

オンライン会議実施によ

り、支出予算の未執行が

見込まれる。今後の状況

が予想されることから、

教区負担金は337万

8000円の減収予算を

立てた。感染拡大が教団

活動も抑制しており、集

会止決定と委員会等の

オンライン会議実施によ

り、支出予算の未執行が

見込まれる。今後の状況

が予想されることから、

教区負担金は337万

8000円の減収予算を

立てた。感染拡大が教団

活動も抑制しており、集

会止決定と委員会等の

オンライン会議実施によ

り、支出予算の未執行が

見込まれる。今後の状況

が予想されることから、

教区負担金は337万

8000円の減収予算を

立てた。感染拡大が教団

活動も抑制しており、集

会止決定と委員会等の

オンライン会議実施によ

り、支出予算の未執行が

見込まれる。今後の状況

が予想されることから、

教区負担金は337万

8000円の減収予算を

立てた。感染拡大が教団

活動も抑制しており、集

会止決定と委員会等の

オンライン会議実施によ

り、支出予算の未執行が

見込まれる。今後の状況

が予想されることから、

教区負担金は337万

8000円の減収予算を

立てた。感染拡大が教団

活動も抑制しており、集

会止決定と委員会等の

オンライン会議実施によ

り、支出予算の未執行が

見込まれる。今後の状況

が予想されることから、

課題を受け止め、申し送り事項を協議

第5回社会委員会は、6月30日(火)によるオンライン会議として行つた。当初は6月29日から30日にかけて全国社会委員長会議を開催し、その後に会場の教団会議室で引き続き行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため社会委員長会議を中止し、委員会も初めてネットで各地をつなげ形で行うこととなつた。

開会礼拝、前回議事録承認後、諸報告に先立つて、陪席した秋山徹総幹事から新型コロナウイルス感染症影響にある教団の現状など丁寧な報告を受けた。日本キリスト教社会事業同盟や日本キリスト教区議長コラム

教区議長コラム

◆ 東海教区 ◆

宮本 義弘

の東海教区では、5月末に開催予定であった教区定期総会を8月に延期する決断をしました。このことを協議した常

置委員会で、神の御心を問う教会会議としてのふさわしい形を模索するというも

ので、書面での開催は馴染まないという出発点に立つてのないことでした。そこで8月に延期開催を決め、今度こそ会議

ホッとしてからの先

伝道所がそれぞれの決断をしました。今、それを振り返る時が与えられています。その中で、何が正しい判断だったのかを問い合わせることです。わたし自身のないことですが、これまでの歩みの中で罪に絡み取られた事柄を悔い改めることができた

（東海教区議長）

6月30日(火)によるオンライン会議として行つた。当初は6月29日から30日にかけて全国社会委員長会議を開催し、その後に会場の教団会議室で引き続き行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため社会委員長会議を中止し、委員会も初めてネットで各地をつなげ形で行うこととなつた。

開会礼拝、前回議事録承認後、諸報告に先立つて、陪席した秋山徹総幹事から新型コロナウイルス感染症影響にある教団の現状など丁寧な報告を受けた。日本キリスト教社会事業同盟や日本キリスト教区議長コラム

第3回伝道資金小委員会が、6月19日、教団会議室における参加者と

ズームを用いたオンライン会議の参加者によって開催された。

①2019年度伝道資金運用について担当幹事

から報告を受けた。各教区から負担金が完納され

たこと、2019年度の収支差額93万1759円

が次年度に繰り越しされることを確認した。ま

た「伝道交付金」、「伝道方策交付金」の使途につ

いて適切に取り扱われて各教区に配布することを確認した。

②2020年度伝道資金運用状況について確認

各教区からの報告書の

フォーマットが統一され

てないとの指摘があり、

今後は報告概要のフォー

マットを事務局が作成し

て、教団に申請した計画

が進まない場合の各教区

の対応について話し合われた。計画の中止・変更等が生じた場合には、教

区常置委員会から報告を

してもらうこととし、(1)

執行残が出た場合につ

いて、また(2)負担金を納

入することが困難な場合

の対応(負担金の減免、

2020年度の運用指針の付加等)について、常

議員会で検討してもらう

ことを要望することを確

認した。

③2021年度伝道資金運用のため、スケジュール、運用指針、負担金額(5384万1000円)を確認した。

最後に(1)「伝道資金規則改定に関する件」(第70回九州教区総会)が提

出されていること、(2)当

委員会が常議員会へ「伝

道資金土地取得貸付資

金」の運用時期について、内規整備を要望していること、(3)大阪教区の未収金について引き続き納入依頼していることなどを確認した。

同じく、前回了承された資金援助実施要項について最終改定版が提示さ

れていた。

日本伝道の推進を祈る日

頌主。

「日本伝道の推進を祈る日」(毎月第3主日)におぼえる『信徒の友』8月号の掲載は「西中国教区」と「四国教区」の教会です。全教団的に祈り合い、支え合い、推進していきましょう。

『信徒の友』を購入して、お読みの上、お祈りください。

2020年8月1日

日本基督教団総幹事

秋山 徹

（大塚 忍報）

申請された計画中止・変更の対応を協議

リスト教保育所同盟報告告」の確認を行つた。特に申送り事項に加えて、中止となり、社会全体が感染症影響下におかれていることを改めて感じたこととなつた。

協議では、まず、教団の議案書・報告書に間協力体制のシステム構

となれば改めて次回委員会開催について協議会開催について

会で今総会期の実施に向けて協議することとした。

『社会委員会通信』も総会期を延長する判断がなされれば、それに合わせて発行を延ばし、今総会期全体の報告とするこ

とが確認された。

秋山総幹事からは、当

委員会の働きに関連することとしてある教区が

計画している基地問題に

多岐にわたる課題を受けて行うことと確認した。

多岐にわたる課題を受けて行うことと確認した。

秋山総幹事から、当

委員会の働きに関連することとしてある教区が

計画している基地問題に

<p>言することができる。ただし、表決に加わることができない。</p> <p>(1) <u>正教師</u>で議員でない者 (2) <u>補教師</u>で議員でない者 (3) 教区総会において推薦する者 (4) <u>キリスト教教育主事</u></p>	<p>言することができる。ただし、表決に加わことができない。</p> <p>(1) 教師で議員でない者 (2) <u>教区総会</u>において推薦する者 (3) <u>キリスト教教育主事</u></p>	<p>教憲変更議案：「教憲9条を改正し、伴って関連教規条項を改正する件」掲載について</p> <p>2020年8月1日 第41総会期 日本基督教団総会議長 石橋秀雄</p> <p>第70回九州教区定期総会にて、第42回教団総会への提出議案として可決されました。本議案は、「教憲変更議案」となります。教憲12条に則り、教団新報にて「公表する」こととなりました。</p>
<p>第63条① 略</p> <p>② 議長および副議長は、<u>正教師</u>たる議員の中から、書記は議員の中から、定期教区総会において選挙する。</p> <p>③—④ 略</p>	<p>第63条① 略</p> <p>② 議長および副議長は、<u>教師</u>たる議員の中から、書記は議員の中から、定期教区総会において選挙する。</p> <p>③—④ 略</p>	<p>教憲9条を改正し、伴って関連教規条項を改正する件</p> <p>提案者 第70回九州教区総会議案</p> <p>現行の教憲第9条の規定「教師はこれをわけて、正教師および補教師とする」は、先の大戦下に宗教団体法（1940年施行）及び同施行令の命じるところに従って合同前各教派が不可抗力的に採るに至った「二種教職制」を踏襲して定められた旧日本基督教団規則第207条「教師ハ之ヲ分チテ正教師及補教師ノ二種トス」を、戦後の混乱期に充分な検討なくそのままに引き継いだ（1946年6月制定）ものであって、教会の信仰に基く内的希求ないし信仰的決断に発した定めではない。</p> <p>従って、第42回日本基督教団総会は、先の戦時下に犯した“神の主権よりも国権を上位に置いた過ち”を深く悔改め、神が与え給うた信仰の自由なる決断において、教憲第9条を次の通り、改正し、伴って関連教規条項を改正する。</p>
<p>第66条 教区総会において処理すべき事項は次のとおりである。</p> <p>(1) — (2) 略 (3) <u>教師の接手礼</u>および准允に関する事項 (4) <u>牧師</u>、伝道師の就任、退任その他教師の移動に関する事項 (5) 以下 略</p>	<p>第66条 教区総会において処理すべき事項は次のとおりである。</p> <p>(1) — (2) 略 (3) <u>教師の接手礼</u>に関する事項 (4) <u>牧師</u>の就任、退任その他教師の移動に関する事項 (5) 以下 略</p>	<p>《現行規程》</p>
<p>第103条 教会担任教師が<u>正教師</u>であるときは<u>牧師</u>、<u>補教師</u>であるときは<u>伝道師</u>という。</p>	<p>第103条 教会担任教師を<u>牧師</u>といふ。</p>	<p>《改訂規程（案）》</p>
<p>（参考） 「日本基督教団 教会」規則（準則）</p>	<p>（参考） 「日本基督教団 教会」規則（準則）</p>	<p>教憲</p>
<p>第14条① 担任教師が正教師であるときは<u>牧師</u>、<u>補教師</u>であるときは<u>伝道師</u>といふ。</p> <p>② 略</p>	<p>第14条① 担任教師を<u>牧師</u>といふ。</p> <p>② 略</p>	<p>第9条</p> <p>本教団の教師は、神に召され正規の手続きを経て献身した者とする。</p> <p>教師はこれをわけて、正教師および補教師とする。</p> <p>正教師は接手礼を領した者、補教師は伝道の准允を受けた者とする。</p>
<p>第15条 <u>牧師</u>または<u>伝道師</u>が就任したとき、教会は教区と合議の上、就任式をおこなう。</p>	<p>第15条 <u>牧師</u>が就任したとき、教会は教区と合議の上、就任式をおこなう。</p>	<p>なし</p>
<p>第104条 教会担任教師は、次の教務を執行する。<u>ただし、伝道師は第2号の教務を執行できない。</u></p> <p>以下 略。</p>	<p>第104条 教会担任教師は、次の教務を執行する。</p> <p>以下 略。</p>	<p>付則（※12条の後に追加） 上記の変更は、決議の日から3年を超えない範囲内において、常議員会の定める日から施行する。</p>
<p>第123条① 教師は分けて正教師および補教師とする。</p> <p>② 教師は教区および教団の名簿に登録しなければならない。</p>	<p>第123条 ① 削除 教師は教区および教団の名簿に登録しなければならない。</p>	<p>教規</p>
<p>第124条① 正教師とは、正教師試験に合格し、教区総会の議決を経て、接手礼を領したものとする。</p> <p>② 略</p>	<p>第124条① 教師とは、教師試験に合格し、教区総会の議決を経て、接手礼を領したものとする。</p> <p>② 略</p>	<p>第7条① 略</p> <p>② 議長、副議長および書記は、<u>正教師</u>の議員の中から定期教区総会において選挙する。</p>
<p>第125条① 補教師とは補教師検定試験に合格し、教区総会の議決を経て、伝道の准允を受けたものとする。</p> <p>② 准允は、教区総会議長がつかさどる。</p>	<p>第125条 削除</p>	<p>第12条① 略</p> <p>② 仮議長は、<u>正教師</u>の議員の中から選ぶ。</p>
<p>（参考） 宣教師に関する規定</p>	<p>（参考） 宣教師に関する規定</p>	<p>第61条① 教区総会は、次に掲げる議員をもって組織する。ただし、沖縄教区の場合は、第1号ないし第4号の議員を教区規則の定めるところによって変更することができる。</p>
<p>第5条（職制） 受入れ宣教師で、本教団の教師と同等の准允もしくは接手礼を受領した者は、教規123条の本教団の教師とみなす。</p>	<p>第5条（職制） 受入れ宣教師で、本教団の教師と同等の接手礼を受領した者は、教規123条の本教団の教師とみなす。</p>	<p>（1）略 (2) 教区内における<u>正教師</u>たる巡回教師 および<u>正教師</u>たる教務教師の互選による者、総数の3分の1 (3) 教区内における<u>正教師</u>たる神学教師各神学校の専任者、総数の2分の1 (4) — (5) 略</p> <p>第62条① 次に掲げる者は、准議員として教区総会に出席し発</p>

